

「改訂版」

第5次鯖江市総合計画

＜平成22年度～平成28年度＞



みんなで作ろう みんなのさばえ



自信と誇りの持てる

自主自立のまち



第5次鯖江市総合計画改訂版
＜平成22年度～平成28年度＞

「自信と誇りの持てる

「自主自立のまち」を目指して

鯖江市
牧野心男



私たちは、平成22年にスタートした第5次総合計画のもと、「みんなでつくろうみんなのさばえ」を合言葉に、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を担い、協働によるまちづくりに取り組んできました。

この間、「鯖江ブランド」づくりと「人の増えるまち」づくりを重点施策に掲げ、「市民主役条例の制定」や「オープンデータの推進」など市民の皆様と情報を共有する新しい手段も取り入れながら、「市民主役のまちづくり」を進めています。

しかし、これまで順調に増加してきた本市の人口も減少期に入り、2040年には約1割の人口が減少すると推計されています。

また、少子高齢化の進展とともに、本市の眼鏡や繊維、漆器をはじめとする地域産業を取り巻く環境も厳しく、本市の財政的にもさらなる健全化への取り組みが必要となります。

このような情勢の中で、第5次総合計画の目標年次である平成26年度末を迎えるに当たり、地域産業の成長分野へのシフトや将来の本市を担う若者のふるさと教育の推進、さらには幹線交通網と二次交通網の連携整備など、人口減少対策を中心に基本計画等を見直し、目標年次を2年間延長する改訂版を策定しました。

この計画のもと、「若者が住みたくなる・住み続けたくなるまちづくり」に向け、市民が主役となり共に支え助け合い、市民と行政が一体となったまちづくりを推進していきます。

本総合計画の改訂にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民の皆様から感謝を申し上げます。

1月15日は

ふるさと鯖江の日

市民が、先人の偉業に思いをはせ、郷土についての理解と関心を深めるとともに、ふるさとを愛する心を育み、自信と誇りをもつて、より豊かで活力ある郷土を共に築きあげることがを期する日として、鯖江市が誕生した1月15日をふるさと鯖江の日と決めました。

[平成 21 年 9 月 28 日 制定]



市章

鯖江市の「サ」を図案化したもので、飛鳥の上昇を象徴し、市の将来の向上と発展を意味づけたものです。



市の花
「つつじ」

『みなぎる活力とまちづくりへの情熱』のシンボルです。



市の木
「さくら」

『心の豊かさと明日への希望』のシンボルです。



市の鳥
「おしどり」

『男女共同・参加と協働そして豊かな自然』のシンボルです。

鯖江市民憲章

山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。

ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすをみつめ、豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。

わたしたちは、嚮陽（きょうよう）の心にふさわしい先人の歩みをうけつぎ、新たな飛躍をめざして誓います。

わたしたちは清らかなまち鯖江を守ります

輝く緑と澄んだ水 そして花につつまれた

そんな美しいまちを守ります

心豊かなまち鯖江を育てます

すこやかな出会いがあり ともに喜びをわかちあえる

そんなほっとするまちを育てます

力あふれるまち鯖江をつくります

世界の友と手をつなぎ 限りなく未来を拓く

そんな躍動するまちをつくります

そして

夢のひろがるまちづくりに努めます

わたしたちは、鯖江市民です。ともに学び、ともに生きる鯖江市民です。

[平成2年1月15日制定]

鯖江市民主役条例

鯖江の地には、先人の礎のもと育み築かれた歴史、伝統、文化、産業、そして豊かな自然とすばらしい環境があります。

地域社会の在り方や生活のスタイルが多様化する中、これらの貴重な宝を受け継ぎ、更に新たな価値を加えることで、住みたい、住んでよかったと思える鯖江を創造し、子や孫たちに手渡していかなければなりません。

わたしたち（市民および市をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりの前向きな小さな声を集め建設的な大きな声とすることにより、思いを一つにし、ふるさとの再生に向けて喜びや痛みを共有、共感できるまちづくりを目指していきます。

ここに市民の参加と協働で、未来への夢と希望が広がる鯖江をつくるために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民が市政に主体的な参加を果たし、未来に夢と希望の持てる鯖江の実現に向け、市民と市が共に汗を流すという意志と、それを実現するために市の施策の基本となる事項を定めることにより、自分たちのまちは自分たちがつくるという市民主役のまちづくりを進めることを目的とします。

（基本理念）

- 第2条 わたしたちは、まちづくりの主役は市民であるという思いを共有し、責任と自覚を持って積極的にまちづくりを進めます。
- わたしたちは、まちづくりの基本は人づくりであることを踏まえ、それぞれの経験と知識をいかし、共に学び、教え合います。
 - わたしたちは、自らが暮らすまちのまちづくり活動に興味、関心を持ち、交流や情報交換を進めることで、お互いに理解を深め、協力し合います。
 - 市は、協働のパートナーとしてまちづくりに参加する市民の気持ちに寄り添い、その意思を尊重するとともに、自主自立を基本とした行政運営を進めます。

（ふるさと学習）

第3条 わたしたちは、ふるさとを愛する心を育むとともに、先人から受け継いだ郷土の歴史、伝統、文化、産業、自然、環境等を、自ら進んで学ぶふるさと学習を進めることにより、家庭、地域、学校が連携しながら、子どもも大人も一緒に人づくりに努めます。

（鯖江ブランド創造）

第4条 わたしたちは、ふるさと学習で学んだ成果を基に、これらをふるさとの宝として更に磨きをかけることにより、自信と誇りの持てる鯖江ブランドをつくり出し、鯖江らしさを全国に発信するとともに、市民主役のまちづくりにいかすよう努めます。

(ふるさと産業)

第5条 わたしたちは、地元で作られた農林商工業の産品を、業種や産業を越えて鯖江ブランドとして磨き上げ、競争力と発信力のあるふるさと産業をつくり出し、活性化するよう努めます。

(地産地消)

第6条 わたしたちは、魅力あるふるさとの産品を率先して流通を図り、利活用することで、産業全体の地産地消を進め、ふるさと産業の活性化やまちの活力を産み出す運動に取り組むよう努めます。

(地域づくり)

第7条 市民は、市民主役のまちづくりの基盤である地域の個性をいかすとともに、世代、性別等を越えたさまざまな立場の人々が助け合い支え合いながら、継続して活動していくことのできる自主自立の地域づくりに努めます。

(ボランティア、市民活動)

第8条 市民は、まちづくりの主役として光り輝きながら、さまざまな地域課題に対応するボランティアや市民活動に積極的に参加するよう努めます。

(情報の集約、発信)

第9条 わたしたちは、市民主役のまちづくり施策を効果的に進めるため、ふるさと産業、地域づくり、ボランティア、市民活動等それぞれの分野で情報を集約し、広く発信していくための仕組みづくりや拠点づくりに努めます。

(市民と行政の情報共有)

第10条 市は、積極的な情報公開や情報提供の運用を進めるとともに、パブリックコメント、審議会、タウンミーティング、ワークショップ等を通じ、市民との間で情報の共有化、活用を図るよう努めます。

(市民参画)

第11条 わたしたちは、市民自らが誇りややりがいを持って、市政や地域経営に直接携わることができるような仕組みづくりを進めることで、まちづくりの計画からその実施、評価までの各段階に応じ、継続した市民参画を実現するよう努めます。

(条例の自己点検、見直し)

第12条 わたしたちは、市民の意識や社会の変化に応じて、自主的にこの条例の自己点検や見直しを行うよう努めます。

[施行日：平成22年4月1日]

目次

第1編 序論

第1章 総合計画の改訂にあたって	2
第2章 社会潮流の変化	4

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	10
第2章 将来推計	12
第3章 基本目標	16

第3編 基本計画

基本計画の施策体系	20
-----------------	----

〔第1部〕 重点施策_リーディングプロジェクト

第1章 「鯖江ブランド」づくり	24
第1節 鯖江ならではのものづくり	24
第2節 郷土の誇りを未来につなぐまちづくり	25
第2章 「人の増えるまち」づくり	26
第1節 安心して生み育てられる子育て環境の充実	26
第2節 若者が住みたくなる・住み続けたくなるまちづくり	27
第3節 健康と長寿の推進	27

〔第2部〕 分野別計画_フィールドプラン

第1章 活力ある産業と賑わいのあるまちづくり	31
第1節 「商業」 魅力ある商業を育成する	32
第2節 「工業」 若者に魅力ある ものづくり産業を創出する	34
第3節 「農業」 持続性のある農業を確立する	36
第4節 「林業」 健全な森林をつくる	38
第5節 「観光」 地域資源を活かす観光を推進する	40
第6節 「労働」 誰もが働きやすい環境を充実する	42
第2章 豊かな心を育む文化の薫るまちづくり	45
第1節 「学校教育」 学校教育を充実する	46
第2節 「幼児教育」 幼児教育を充実する	48
第3節 「生涯学習」 生涯学習を充実する	50
第4節 「青少年」 青少年を健全育成する	52
第5節 「文化・芸術」 歴史・伝統・文化を伝承し創造する	54
第6節 「スポーツ」 スポーツの普及・振興を図る	56

第3章 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	59
第1節 「防災」	
防災協働社会を創る	60
第2節 「消防」	
消防力を強化する	62
第3節 「防犯」	
防犯力を強化する	64
第4節 「交通安全」	
交通安全を推進する	66
第5節 「消費者」	
自立した消費生活を目指す	68
第6節 「広報」	
情報発信を充実する	70
第7節 「人権」	
人権尊重を推進する	72
第8節 「コミュニティ」	
参加と協働による まちづくりを推進する	74
第9節 「男女共同」	
男女共同参画社会の実現を目指す	76
第10節 「環境」	
人と生きものが共生する 環境社会を構築する	78
第4章 健康で長生き、笑顔で暮らすまちづくり	81
第1節 「社会福祉」	
社会福祉を充実する	82
第2節 「高齢者」	
高齢者福祉・ 介護サービスを充実する	84
第3節 「子育て」	
子育て支援を充実する	86
第4節 「保健医療」	
健康づくりを充実する	88
第5節 「社会保障」	
社会保障を充実する	90
第5章 都市機能の充実したまちづくり	93
第1節 「都市計画」	
適正な都市計画・ 土地利用を推進する	94
第2節 「公園・景観」	
調和のとれた都市空間を形成する	96
第3節 「住宅」	
安全で良質な住宅環境を推進する	98
第4節 「道路」	
円滑で安全な道路網を整備する	100
第5節 「河川・治水」	
災害に強い河川等を整備する	102
第6節 「上水道」	
安全でおいしい水を安定供給する	104
第7節 「下水道」	
下水道の普及促進を図る	106
第8節 「公共交通」	
二次交通のネットワークを充実する	108
第6章 市民が主役の地方分権のまちづくり	111
第1節 「情報共有」	
市民との情報共有化を推進する	112
第2節 「電子自治体」	
情報通信技術（IT）を活用する	114
第3節 「職員」	
職員の政策能力を向上させる	116
第4節 「総合窓口」	
窓口サービスの向上を目指す	118
第5節 「行政運営」	
効率的な行政運営を推進する	120
第6節 「財政」	
健全な財政運営を推進する	122
第7節 「税務」	
適正な課税と積極的な徴収を推進する	124
第8節 「国際・地域連携」	
国際協力・地域連携を推進する	126
第9節 「市政参画」	
市民主役のまちづくりを推進する	128

第4編 付属資料

1 第5次鯖江市総合計画改訂版 策定体制	132	5 第5次鯖江市総合計画改訂版 策定経過	136
2 鯖江市総合計画審議会委員	133	6 計画策定にあたっての主な市民参加 ..	137
3 鯖江市総合計画審議会への諮問	134	7 施策成果指標一覧	138
4 鯖江市総合計画審議会からの答申 ..	135	8 用語解説	145

市の花 つつじ

50,000株を誇る西山公園のつつじは、日本海側随一と言われ、5月のつつじまつりには、県内外から大勢の観光客が訪れます。



市の木 さくら

春には、西山公園をはじめ、里山や学校などを美しく華やかに彩ります。

市の鳥 おしどり

清流を好み環境に敏感な鳥と言われ、河和田川では全国的にも珍しく一年を通して生息し繁殖しています。

